

カントにおける自然概念の多義性

澁 谷 久

カント哲学に現れる重要な概念はしばしば多義的である。ひとり自然概念もその例外ではない。しかもカントの場合には或る一つ概念は時には他の概念との比較・対照において現れ、自然概念にも同様の事態がみられる。このことは、三批判書をはじめとする彼の著作を繙けば、おのずと明らかになるであろう。カントにおける自然概念がいかにか多義的であるかを、われわれは以下の論述において次第に明らかにしたいと思う。

自然をいかなるものと看なすかは、観点の相違によって異なってくる。「……自然概念（たんに理論的認識に属するところの）は、形而上学的に、完全にア・プリオリに思考可能であるか、あるいは物理学的に、言いかえれば、ア・ポステリオリに、また必然的に特定の経験によってのみ思考可能であるかのいずれかである⁽¹⁾。」つまり自然という概念は *metaphysisch* であるか *physisch* であるかのいずれかである。自然概念はア・プリオリであるか、あるいはア・ポステリオリであるかである。

physische Natur は経験的特殊的法則に従う自然の謂である。ところが、この経験的特殊的法則は無限に多様であり、われわれの洞察にとっては全く偶然的である。それだからこそ、それはア・プリオリに認識されないのである。しかし、このような法則に従う自然に関する経験も可能的経験の一つの体系をなすものである。ここでいう自然は時間・空間という直観の形式に従う。そしてカントによれば、時間・空間における自然の統一とわれわれに可能な経験の統一とは同じものである⁽²⁾。経験的特殊的法則に従う自然は特殊的自然である。特殊的自然は普遍的自然に包摂されるものと、われわれは考えなければならない。われわれ

は自然数の総てを挙げることはできない。だがしかし、われわれは自然数を完結した *das große Ganze* として思惟することはできる。このような自然数の概念は全くア・プリオリである。現代の集合論において自然数は一つの集合と看なされるが、この集合はまさにア・プリオリに思惟されたものである。このような自然数の集合との類比において、われわれは普遍的自然を思惟することができる。われわれは特殊的自然の総てを尽すことはできないが、特殊的自然の全体を包摂するものとして普遍的自然を思惟することができる。このような普遍的自然の概念は全くア・プリオリである。普遍的自然は *metaphysische Natur* であり、したがって形而上学の対象である。形而上学の対象としての自然はア・プリオリな統一的全体をなすものである。

さて、形而上学の立場からみた自然は、有機体に関しては目的体系としての自然と看なされる。目的体系としての自然は、目的因によって脈絡づけられた、いわば完結した統一的全体としての自然であるが、もとより目的因は今日の自然科学的概念ではない。目的因は自然を一つの統一的全体として理解するために想定された統制的原理にすぎない。現代の自然科学においては自然に目的因を認める考えはもはや妥当性をもたない。自然は自然科学的には専ら *Mechanismus* の立場から把握されなければならない。自然目的という概念はあくまでも統制的原理である。しかし、カントでは「……自然目的というこの概念は目的の規則にしたがう一つの体系としての総体的自然という理念へと必然的にゆきつき、しかもこの理念に理性の諸原理にしたがう自然のすべてのメカニズムは（少なくともこの理念で自然現象をためしてみ

るためには) 従属させられなければならない⁽⁴⁾。」目的論的な立場に立つ限り、自然は単に *mechanisch* なものとして理解されず、むしろ *technisch* なものとして把握される。一般に技術 (*Kunst*) が或る目的を実現するために存在するように、自然を目的論的に考える限り、それは技術ないし技巧 (*Technik*) の体系と看なされるのである。『判断力批判』ではしばしばこのように考えられている。

カントでは自然の概念は更に自由の概念との対比において論じられている。この自然の概念に関しては、ア・プリオリな原理に従う理論的認識が可能なのである。『判断力批判』の示すところによれば、自由の概念が学の対象としては、道徳哲学としての実践的部門を形成するのに対し、自然の概念は学の対象としては、自然哲学としての理論的部門を構成する⁽⁴⁾。自然の概念は自由の概念と並んで、極めて包括的な概念であり、また同時にこれら二つの概念はカント哲学では相互に対極をなすものである。「すべての事実は、自然概念に属するか、あるいは自由概念に属するかのいずれかであるが、自然概念は、おのれの実在性を、すべての自然概念に先立って与えられた(ないしは与えられることの可能な) 感官の諸対象で証明し、自由概念は、おのれの実在性を、理性が道徳的法則において不可抗的に要請する理性の原因性によって、この原因性によって可能な感性界における或る種の諸結果に関して十分に立証する⁽⁵⁾。」カントによれば、自然概念が自由概念による立法に影響を及ぼすことはなく、逆に自由概念は自然概念の立法を妨害しないのである⁽⁶⁾。自然概念についてはその対象は直観において表象されるが、この対象はあくまでも現象である。物自体と現象との間にはいわば一種の裂け目がある。つまり超感性的なものとしての自由の領域と感性的なものとしての自然の領域との間には間隙がある。しかし、自由の概念はおのれの法則によって課せられた目的を叡知界において実現するであろうが、叡知界は感性界に接続したものでなければならない。けだし人間は叡知的存在であると同時に感性的存在である。

自然はこのようにさまざまな観点から考察される。すなわち、それは或るときには経験的な立場

から、また或るときにはア・プリオリな立場から考察される。それはまた目的論的に考察され、自由との対比において論じられる。しかし、自然の考察はこれで尽きるものではない。カントでは *Natur* はまさに「自然」を意味するが、更に「本性」を意味する場合もある。『純粹理性批判』では、このような「本性」を意味する *Natur* がしばしば現れる⁽⁷⁾。また、*Natur* は「自然」を意味すると同時に「本性」を意味する場合もある。

Natur がまさしく「自然」を意味する場合にも、極めて一般的に法則との関連において論じられる場合と、個別的ないし特殊な意味において現れてくる場合とがある。以下でわれわれは順を追ってこれらについて論じたい。

カント哲学では自然概念は極めて一般的・包括的な意味と特殊な意味とにおいて現れる。われわれは先ず一般的な意味における自然について論ずることにしよう。カントによれば「自然とは、普遍的法則にしたがって規定されているかぎりでの、物の現存在である⁽⁸⁾。」おそらくこれが自然の最も一般的な定義であるであろう。ここでいう普遍的法則とは悟性法則のことである。したがって一般的な意味における自然、ないし自然一般は、『純粹理性批判』の内容に即していえば、悟性の支配する世界とみてよいであろう。カントは悟性界を原型的自然 (*natura archetypa*) と称する。これに対して感性界は意志の規定根拠としての原型的自然という理念の可能的結果を含むという理由からして、模造された自然 (*natura ectypa*) と呼ばれる⁽⁹⁾。いずれにせよ、自然と普遍的法則とは不可分の関係にある。このことは、カントの先験的哲学における認識の先験的構成主義からすれば、けだし当然のことであろう。

ところで、カントは感性界とか悟性界とかという概念をしばしば口にするが、世界と自然とは全く別のものであろうか。あるいは同一物をその見方によって或るときには世界と呼び、また或るときには自然と称するのであろうか。両者には共通点が存在するのであろうか。これらの点についてカントは次のように述べている。「私たちは、世界と自然という二つの表現をもっているが、両者はときとして混同されている。世界は、すべての現象の数学的全体とすべての現象の総合の総体性

とを意味するが、大規模にも小規模にも、言いかえれば、この綜合が合成によって進められる場合にも、分割によって進められる場合にも、そうである。しかし、まさにこの同じ世界が自然と呼ばれるのは、世界が一つの力学的〔全体〕として考察されるかぎりにおいてであり、だから、空間ないしは時間における集合が注目され、かくして世界が量として成立するかぎりにおいてではなく、諸現象の現存在における統一が注目されるかぎりにおいてである⁴⁰。」自然は単なる量的集合ではなく、統一的全体をなすものと考えられる。このような統一的全体を対象とする学が自然学(Physiologie)である。カントによれば「内的連結を対象とする自然学は、全自然の自然学、言いかえれば、超越論的世界認識であり、外的連結を対象とする自然学は、全自然と自然を越えた或る存在との脈絡の自然学、言いかえれば、超越論的神認識である⁴¹。」結局、自然と世界は別個のものではなく、考察する立場の相違によって、同一のものが或るときには自然と称され、また或るときには世界と称されるのである。

自然に関するカントの考察は更に具体的になされる。われわれは次にこの点について論じなければならぬ。

カントは『プロレゴメナ』で、「いかにして自然そのものは可能であるか?」⁴²という問いを提出し、「この問題は、超越論的哲学がおよそ触れることのできる、また、超越論的哲学がその限界および完成としてそれに導かれなければならぬ、最高の点であるが、それは元来、二つの問題を含んでいる⁴³。」と述べている。彼の言葉を要約するならば、第一の問題は「いかにして自然は実質的意味において可能であるか⁴⁴」ということであり、第二の問題は「いかにして自然は形式的意味において可能であるか⁴⁵」ということである。

このようにカントでは自然は実質的意味における自然と形式的意味における自然とに分けて考察される。このような考察の仕方はおそらくカント自身の独創によるものではないであろう。彼はアリストテレスの自然学(physica)からこの考察方法を学んだものと思われる。夙にアリストテレスは自然に質料と形相の二義を認め、質料としての自然と形相としての自然について論じてい

る⁴⁶。アリストテレスによれば、質料としての自然は実在としての自然である。カントは先験的觀念論の立場からアリストテレスの考えを更に彫琢錬磨して体系化したものと思われる。もとよりこのことはカント哲学の学問的価値をいささかなりとも低下せしむるものではない。哲学、いな広く一般に学問は過去の蓄積の上に、それを糧として構築されるものである。

われわれは先ず形式的意味における自然について論ずることとする。カントはこの自然を『純粋理性批判』では *natura formaliter spectata*⁴⁷と表現している。「自然は、形容詞的に(形式的に)解されるときには、原因性という一つの内的原理にしたがう或る物の諸規定の脈絡を意味する⁴⁸。」このような自然は物の合法的結合を意味する。形式的意味における自然は、自然を専ら法則の立場からみたものである。「もしも自然という言葉が単に形式的意義〔本性⁴⁹といふ意味〕に解されて、或る物の現存在に属しているすべてのものの第一義的な内的原理を意味するとすれば、種々の物はその種類を異にするにつれて、それぞれその現存在に属している諸規定の独自の内的原理を含んでいるはずであるから、それら種々の物の存在すると同じだけ多くの自然科学が存在しうることになろう⁵⁰。」とカントは述べているが、確かにカント自身も論ずるようにさまざまな自然科学が存在する。

ところで、形式的意味における自然は自然法則の立場からみた自然のことであるが、自然を認識する場合に、認識主観自身が、更に具体的には悟性が自然に関してその立法者である。それ故に認識主観を離れて、形式的意味における自然を論ずることは不可能である。形式的意味における自然は悟性と不可分の関係にある。悟性はいうまでもなく認識能力である。H.コーエンによれば、認識とは経験(Erfahrung)のことであるから、結局、自然の可能性を論ずることは経験の可能性を論ずることにつながる。自然の可能性の制約は同時に経験の可能性の制約である。カントは自然という語で物一般の現存在の合法性のみを表す場合、この自然を狭義の自然と解している。そして「……この狭義における自然の形式の面は、経験のすべての対象の合法性であり、そして、この合法性がア・プリオリに認識されるかぎりでは、経

験の対象の必然的合法性である⁴⁴。」

すでに述べたごとく形式的意味における自然は法則の立場からみた自然であり、この法則はまさに悟性の一般的法則である。それ故にこのような自然はいわゆる個別的自然科学の対象ではない。形式のみで、内容なき自然は現実には存在しない。形式的意味における自然は、自然の内容が一応捨象されて、形式の面からのみ考察された自然であり、したがって方法論的に定立された自然である。このような自然は抽象的自然である。概念と直観に関して、カントが「内容を欠く思想は空虚であり、概念を欠く直観は盲目である⁴⁴。」といったが、実在する自然は、概念のみならず直観にもかかわる。直観にかかわる自然がまさに実質的意味における自然である。

形式的意味における自然が先験的論理学の対象であるのに対し、実質的意味における自然は先験的感性論の対象である。それではカントにあっては実質的意味における自然は、具体的にはいかなるものであろうか。『プロレゴメナ』では自然という概念は認識の対象の規定にかかわる意味を持っている。「……自然は、実質の面から *materialiter* みれば、経験のすべての対象の総括である⁴⁴。」実質的意味における自然は結合せる対象の総体をさすものである。カントは形式的意味における自然と実質的意味における自然とを比較・対照して、次のように述べている。「自然は、形容詞的に（形式的に）解されるときには、原因性という一つの内的原理にしたがう或る物の諸規定の脈絡を意味する。これに反して自然が名詞的に（実質的に）解されるときには、諸現象が原因性という一つの内的原理によってあまねく脈絡づけられているかぎり、それらの諸現象の総括を意味する。第一の意味において人は、液体の自然、火の自然その他について語り、だから自然というこの語を形容詞的に使用する。これに反して人が自然の諸物について語るときには、人は或る存立している全体を念頭に置いているのである⁴⁴。」液体の自然とか火の自然とかという場合に、自然は本性をも意味する。先にわれわれは *Natur* に本性の意味があることを指摘したが、本性にも二つの場合がある。すなわちその第一は端的に本性を意味する場合であり、第二は、上述の例のごとく、

形式的意味における自然が同時にその本性を意味する場合である。

さて、カテゴリーは本来、現象に適用されてのみ客観的妥当性を有するものであり、物自体に適用されてはならない。カテゴリーを物自体に敢て適用すれば、それは超驗的 (*transzendent*) にならざるを得ない。それ故にカテゴリーと実質的意味における自然とは不可分の関係にある。「カテゴリーは、諸現象に、したがってすべての現象の総括としての自然（実質からみられた自然 *natura materialiter spectata*）に、諸法則をア・プリオリに指定する概念である……⁴⁴。」

以上のことからすれば、実質的意味における自然は、第一にわれわれに与えられる諸々の対象を意味することになる。つまり実質的意味における自然は、感性的直観の対象と看なされ得る限りにおける一切の事物の総体であり、結局、感性界をさすことになる。実質的意味における自然を、カントはその他さまざまな言葉で表現している。例えば「諸現象の総括としての自然⁴⁴」「感官のすべての対象の総括としての自然⁴⁴」などを、その典型として挙げることができる。

ところで、実質的意味における自然はわれわれの認識能力に応じて更に二分される。すなわち「この自然には二通りあって、それは、思考する自然であるか、あるいは物的自然であるかのいずれかである⁴⁴。」思考する自然とは、内官の対象であり、精神的自然である。物的自然とは外官の対象であり、広がりをもった自然である。およそ学の対象になりうる、思考する精神的自然とは、人間の一面をさすものであろう。人間を自然として把握することは、理論理性の立場からのみ許される。実践理性の立場からは、人間は自由の主体として考察される。しかし、人間は単なる精神的存在ではない。身体を無視して精神は考えられない。人間が精神的存在でありながら同時にまた物的存在であることを、われわれは忘れてはならない。

カントでは一方において物的自然と思维的自然がこのように内在的 (*immanent*) な意味で把握されているが、他方では必ずしもそうではない。例えば思维的自然は超驗的 (*transzendent*) な理念として把握されている場合がある。思维的

自然(魂)としてのみ考えられるときの自我は一種の理念であり、悟性認識の対象ではない。カントは次のようにいう。「たんなる思弁的理性の第二の統制的理念は世界概念一般である。なぜなら、自然はもともと、理性がそれに関して統制的原理を必要とする唯一の与えられた客観にすぎないからである⁸⁹。」ここでいう自然は、先に示された物的自然と精神的自然をさす。カントによれば、物的自然を対象とする学は *Physik* と称されるものであるが、これはア・プリオリな自然認識の原理だけを含むべきであるとされ、結局 *rationale Physik* である。同様に、思考する自然の形而上学は精神的自然の合理的認識を意味するものであり、結局 *rationale Psychologie* である。

如上の学のうち、少なくとも合理的心理学は『純粋理性批判』で批判の対象となるものであるが、カントは合理的心理学を *immanente Physiologie* に属するものとしている。しかし、この学は *immanent* な学と称することが果して許されるであろうか。むしろ合理的心理学は *transzendent* な学ではなからうか。カント自身は合理的神学 (*rationale Theologie*) と合理的宇宙論 (*rationale Kosmologie*) を *transzendente Physiologie* に含めているが、合理的心理学も *transzendente Physiologie* に含めるべきではなからうか。このことは『純粋理性批判』の「先験的弁証論」によって明らかである。カントは次のようにいう。「……すべての純粋概念は総じて諸表象の総合的統一とかかわりあいをもつが、純粋理性の概念(超越論的理念)はすべての諸条件一般の無条件的な総合的統一とかかわりあいをもつ。したがって、すべての超越論的理念は三種類に分けられるが、そのうちの第一のものは思考する主観の絶対的(無条件的)統一を、第二のものは現象の諸条件の系列の絶対的統一を、第三のものは思考一般のすべての諸対象の条件の絶対的統一を含むものである⁹⁰。」これら三つのものを対象とする学は、今の引用文に引き続いてカントが述べている事から判断すれば、それぞれ *psychologia rationalis*, *cosmologia rationalis*, *theologia transcendentalis* であることは明確である⁹¹。経験的心理学の対象はいうまでもなく経験的であり、内在的である。ところが、このよ

うな経験的心理学と合理的心理学との区別が、カントではしばしば曖昧である。彼は学問を論ずる場合に、それを或るときには専ら体系的形式を中心にして考え、また或るときにはその内容に重きをおいて論ずる。ここに混乱が生ずる原因の一つがある。例えば „rational“ は、詳細に検討すると、二つの意味をもつことが明らかになる。この事実を筆者はすでに指摘したが⁹²、いま一度問題にしてみたい。主観的基準からすれば、つまり認識主観の立場からすれば、認識は「合理的」か「歴史的」かになる。しかるに客観的基準からすれば、認識は「合理的」か「経験的」かになる。「経験的」に対立する「合理的」を、カントは「純粹」とも称している。われわれが *rationale Psychologie* とか *rationale Kosmologie* とかという場合に „rational“ は „empirisch“ に対立するものであり、„rein“ を意味する。

さて、*rationale Physik* は一種の物体論であり、また物的自然の形而上学でもある。それは物質一般の概念の完全なる分析を課題とするものである。しかし、概念の単なる分析だけでは物体論は自然科学となり得ない。物体論は、それに数学が適用されてのみ自然科学となり得る。したがって数学がはまだ適用されざる *Physik* は自然の *Metaphysik* にすぎないのではなからうか。また、カントでは数学が適用され得る学のみが真の自然科学であった。数学は直観による概念の構成において成り立つ学であるが、本来の自然科学は概念と直観を必要とする学である。カントによれば「……一定の自然物がありうるというゆえんは、その単なる概念からは認識されない⁹³。」「……このような自然物をア・プリオリに認識するためには、なお、概念に照応するア・プリオリな直観が与えられること、すなわち概念が構成されることが必要である⁹⁴。」

内官の対象にせよ、外官の対象にせよ、それらの総体はいずれもわれわれの感性を超えている。それらはまさに超感性界といわらるべきである。われわれはそれを物自体の世界といわざるを得ないのである。このように考えると、実質の意味における自然には、経験の対象としての自然と、物自体としての自然とがあるといわねばならない。したがって一口に自然といっても、カントの場合に

それは誠に多義的であり、それ故に自然を対象とする学も実に多様である。自然を対象とする学の多様性については、筆者はすでに論じたことがある⁸⁴。ただカントにあっては自然は多くの場合に、体系的見地から整合的に考察されることが多く、歴史的に考察されることが極めて少なかった。唯一の例外といえるほど自然を主として歴史的に考究したものに『天体の一般自然史と理論』(1755年)があるといつてよいであろう。

カントの研究の出発点は自然に関する問題であった。このことは彼の著作とその成立年代をみれば明らかである。彼の眼は初めは専ら外なる自然に向けられていた。しかし、彼の哲学が一つの体系として完成の域に近づくにつれて、彼の関心は内なる自然に向けられてきた。内なる自然とはまさに人間の自然である。それは人間の本性のことである。このことを考えあわせるならば、カントの哲学は究極的には人間学をもって完成するといえるであろう。もとよりこのことをカントがみずから意識していたか、否かは必ずしも明確ではない。しかし、哲学の問題が究極的には「人間とは何であるか⁸⁵」に帰着すると、カントが考えていたことからすれば、彼が如上のことを少なくとも意識していたと考えるのが妥当であろう。啓蒙主義の時代に生きたカントにとっては、人間の自然すなわち人間の本性が関心の大きなものであったことは確かである。彼がルソーの『エミール』を耽読したのも、人間の本性への強い関心と深い同情の念からであろう。

ところで先にも少し触れたが、カントでは目的論的な意味において自然が論じられることがある。この場合には技術と自然とがしばしば対比されている。カントは『判断力批判』で、自然との関連において技巧(Technik)とか技術(Kunst)という語をしばしば用いている。自然を目的論の見地からみた場合に、自然の技巧はまさに反省的判断力の原理であり、それは更に「たんなるメカニズムとしての自然についての私たちの概念を、技術としてのまさに同一の自然についての概念へと拡張する⁸⁶。」一方ではこのように自然の概念には技術としての自然の概念もあるが、他方では自然と技術は明らかに区別されている。アリストテレスにあっては自然と技術は相対立する概念であ

ったが、カントの場合にもそのようなことがしばしば見受けられる。技術は自然から区別されるが、また学からも区別される。おそらく技術は自然と学との中間に位置するものであろう。カントは反省的判断力の立場から自然に目的を認めたが、同様に技術の産物にもその前提として目的が存在するとしている。この目的という点では自然と技術は同一である。しかし、技術における目的は人間の意志に由来するものであるが、自然における目的は人間の意志によるものではなく、反省的判断力の立場から自然に目的を認めようとする、自然に対するわれわれの一つの表象様式である。この点で技術と自然とは明らかに異なる。以上のようにカントでは技術ならびに目的との関連においても自然はしばしば問題にされている。このような自然は目的論的な意味における自然と称してもよいであろう。

更にカントでは自然は道徳の立場からも論じられる。われわれが認識の対象とする自然は先ず感性の対象となる自然であり、いわば感性的自然であるが、カントはこの外に更に超感性的自然をも挙げている。ここでいう超感性的自然は道徳法則の支配する世界のことである。例えば『実践理性批判』でカントは次のように述べている。「……道徳的法則は如何なる展望をではないけれども、しかも一つの、感性界のあらゆる与件とわれわれの理論的理性使用の全範囲とからは絶対的に説明すべからざる事実を供給する。この事実⁸⁷は純粋な悟性界を告示し、その上にこの世界を積極的に規定し、われわれにその重要な事柄、すなわち、一つの法則を認識せしめるのである⁸⁸。」更に引き続いて彼は次のようにいう。「この法則は感性的自然(理性的存在者に関するところの)としての感性界に対して、悟性界の、すなわち超感性的自然の形式を提供するはずである。しかしかの感性界のメカニズムを破壊することはない。さて、自然とはもっとも一般的な意味において、法則のもとにおける、諸事物の現存である。理性的存在者の感性的自然一般は経験的に制約せられた法則のもとに理性的存在者が現存することであって、したがって理性にとっては他律である。これに反しちようど同じ理性的存在者の超感性的自然とは、あらゆる経験的条件から独立であり、したがって純

粹な理性の自律に属する諸法則にもつづいたその現存である。そうして、それによって事物の現存在が認識に依存するところの法則は実践的な法則であるから、超感性的自然とは、われわれがその概念を自分に作りうるかぎり、純粋な実践的理性の自律のもとにおける自然にはかならないのである⁴³。」

先に少し触れたが、カントでは超感性的自然は原型的自然 (*natura archetypa*) と称され、感性的自然は模造された自然 (*natura ectypa*) と称される。原型的自然はプラトンのアイデアの世界に相当するものと考えられる。これに対して模造された自然は現象界をさすものと解される。プラトンは、現実の個物がアイデアを分有し、アイデアに関与していると考えて、アイデア界と現象界との結びつきを考えたが、カントのいう原型的自然と模造された自然の関係は、プラトンの説く二世界の関係との *Analogie* において理解されるであろう。

カントは理性をめぐる二つの課題を提供する。第一の課題は「如何にして純粋な理性がア・プリオリに客体を認識することができるか⁴⁴」ということであり、第二の課題は「如何にして純粋な理性が直接に意志の規定根拠たりうるか⁴⁵」ということである。第一の課題は『純粋理性批判』の課題であり、第二の課題は『実践理性批判』の課題である。さて、理論的な自然認識の問題は『純粋理性批判』の問題であるが、超感性的自然の概念とその可能性は『実践理性批判』で問題にされる。カントによれば「道徳的法則こそ実際自由による原因性の法則であり、それゆえに超感性的自然の可能性の法則なのである⁴⁶。」

ところで、経験の対象である感性的自然に関しては、われわれはこの自然を一つの体系として、物理学的法則に従って学的に構成し得るが、超感性的自然に関しては事情は全く異なる。超感性的自然については、理論理性の立場からその客観的實在性を何ら保証することができない。超感性的自然の客観的實在性を保証するものは実践理性である。この点についてカントは次のように述べている。「……なるほど一つの自然全体を受動的(物理的)法則に従って形成しはするけれども、しかし、ただわれわれの意志によって純粋な実践的法

則に従って可能であるような一つの自然を形成しないものは、実に〔われわれの〕私的な傾向性なのである。それにもかかわらず、われわれは理性によって法則を意識しており、この法則に対しては、あたかもわれわれの意志によって同時に一つの自然的秩序が生起せねばならないかのように、あらゆるわれわれの格率が服従せねばならないのである。それゆえ、この法則は経験的には与えられないが、それにもかかわらず意志によって可能な、したがって超感性的な自然の理念でなければならない。そうしてこの超感性的自然に対して、われわれは少なくとも実践的関連においては、客観的實在性を与えている。何となればわれわれはこの自然を純粋な理性的存在者としてのわれわれの意志の客体と見なすからである⁴⁷。」

以上で、われわれは幾つかの観点からカント哲学における自然の概念をみてきたが、それでは、自然の概念とこれを対象とする学とはいかなる関係にあるであろうか。カントの哲学を理論哲学と実践哲学に分けるならば、前者は自然の概念について論じ、後者は自由の概念を扱うといえるであろう。しかし、今みたように自然の概念には超感性的自然の概念もあるから、理論哲学で問題にされる自然の概念は感性的自然の概念に限定されなければならない。超感性的自然の概念はむしろ実践哲学の問題である。カントは、カテゴリーの四つの項目に対応する四つの宇宙論的理念を挙げ、これに関連して次のように述べている。「背進がめざすところの、数学的に無条件的なものとの力学的に無条件的なものとの区別に関しては、私はそれでも、さきに表示した四つの宇宙論的理念のうち〔最初の〕二つを狭義において世界概念(大規模の世界と小規模の世界という)と名づけ、残りの二つを超越的自然概念と名づけるべきであろう⁴⁸。」このような自然概念は実質的意味における自然にかかわるが、絶対的総体としての自然は認識の対象になり得ないのである。このような自然はもはや現象ではなく、物自体と考えられる。

カントは認識主観の立場から、認識を「歴史的」か「合理的」かに分けたが、自然を対象とする自然論 (*Naturlehre*) にもこの分け方を適用した。歴史的な自然論は自然を主として歴史的に論ずるものであり、これは更に自然記述 (*Natur-*

beschreibung)と自然史(Naturgeschichte)に細分される。これに対し合理的自然論はいわゆる自然科学である。カントはこの自然科学を更に非本来的な自然科学と本来的な自然科学とに分類している。前者は確かに合理的であるが、偶然的な経験法則に従う科学であり、したがって apodiktisch でない科学である。カントによれば、これはむしろ体系的技術である。これとは対照的に本来的な自然科学は必然的な原理に基づくものとされる。

われわれが今までに論じたことからすでに明らかであるが、カント哲学における自然概念は誠に多義的である。しかし、この多義性はカント自身の恣意によるものではなく、自然そのものの構造の必然性に由来する。自然概念の多義性を明らかにすることは、自然に内在する秘密をやがて暴くことにつながるであろう。

(1979年10月31日)

(後記) 本論文作成中、にわかに雑務がふえ、そうこうするうちに原稿提出期限が迫り、執筆を急がざるを得なくなった。今、原稿を振り返ってみると、筆者自身の意に満たざるところが多々ある。特に論述の根拠となるべき文献を必ずしも十分に明示することができず、この点を甚だ遺憾に思う。不備を補うために、他日を期して、本論文の問題を再度論じたい。

註

- ◎ カントの著作からの引用文の邦訳は、理想社版『カント全集』によった。
- ◎ 上記の全集における訳語の若干の不統一に筆者の好みも加わり、本論文では訳語に多少の不統一がみられるが、敢て統一しなかった。
- (1) I. Kant, Kritik der Urteilskraft. In : I. Kants Werke, hrsg. v. Ernst Cassirer, Band V, S. 558. (以下、本著作集を K. W. と略記する。)
- (2) Vgl. I. Kant, Erste Einleitung in die Kritik der Urteilskraft. In. K. W., Band V, S. 190.
- (3) I. Kant, Kritik der Urteilskraft. In : K. W., Band V, S. 457.
- (4) Vgl. Ibid., S. 239.
- (5) Ibid., S. 557f.
- (6) Vgl. Ibid., S. 243.

- (7) Vgl. I. Kant, Kritik der reinen Vernunft, B414, B494, B812.
- (8) I. Kant, Prolegomena zu einer jeden künftigen Metaphysik, die als Wissenschaft wird auftreten können, §14. (以下、本書を Prolegomena と略記する。)
- (9) Vgl. I. Kant, Kritik der praktischen Vernunft. In : K. W., Band V, S. 50.
- (10) I. Kant, Kritik der reinen Vernunft, B446f.
- (11) Ibid., B874.
- (12) I. Kant, Prolegomena, §36.
- (13) Ibid., §36.
- (14) Vgl. Ibid., §36.
- (15) Vgl. Ibid., §36.
- (16) 『アリストテレス全集』(岩波書店)第3巻 51ページ, 76ページ参照。
- (17) I. Kant, Kritik der reinen Vernunft, B165.
- (18) Ibid., B446.
- (19) I. Kant, Metaphysische Anfangsgründe der Naturwissenschaft. In : K. W., Band IV, S. 369.
- (20) I. Kant, Prolegomena, §17.
- (21) I. Kant, Kritik der reinen Vernunft, B75.
- (22) I. Kant, Prolegomena, §16.
- (23) I. Kant, Kritik der reinen Vernunft, B446.
(訳文の一部分を次のように改めた。念頭にしている→念頭に置いている)
- (24) Ibid., B163.
- (25) I. Kant, Kritik der Urteilskraft. In : K. W., Band V, S. 235.
- (26) Ibid., S. 242.
- (27) I. Kant, Kritik der reinen Vernunft, B712.
- (28) Ibid., B712.
- (29) Ibid., B391.
- (30) Vgl. Ibid., B391f.
- (31) 拙稿「カントにおける学問の分類」『本州大学紀要』第2号(昭和48年3月)所収。
- (32) I. Kant, Metaphysische Anfangsgründe der Naturwissenschaft. In : K. W., Band IV, S. 372.
- (33) Ibid., S. 372.
- (34) 拙稿「カントにおける自然概念と自然科学の問題」『長野大学紀要』第1巻第1・2号合併号(昭和54年11月)所収。
- (35) Vgl. I. Kant, Logik. In : K. W., Band VIII, S. 343f.

(36) I. Kant, Kritik der Urteilskraft. In : K. W., Band V, S. 317.

(37) I. Kant, Kritik der praktischen Vernunft. In : K. W., Band V, S. 49.

(38) Ibid., S. 49.

(39) Ibid., S. 51.

(40) Ibid., S. 51.

(41) Ibid., S. 54.

(42) Ibid., S. 50f.

(43) I. Kant, Kritik der reinen Vernunft, B447f.